

施設サービス（長期入所）加算内容説明

介護老人保健施設しおかわ福寿の里

サービス費等負担金	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(Ⅰ)	在宅復帰の所定の基準に達している場合	
	夜勤職員配置加算		夜勤職員配置数が所定の基準に達している場合	
	初期加算	(Ⅰ)	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し施設に入所した場合。(Ⅱ)と併算定不可	
		(Ⅱ)	入所当初は施設に慣れるため様々な支援が必要となることから、入所後30日間を限度に算定。	
	安全対策体制加算		組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所初日に限り算定。	
	療養食加算		医師の食事せん（指示書）に基づき糖尿病食・腎臓病食等を提供する場合。	
	経口維持加算	(Ⅰ)	経口により食事を摂取し、著しい摂食機能障害により誤嚥が認められる入所者に対し、経口維持計画に基づき栄養管理を行った場合	
	経口移行加算		経管により食事を摂取している入所者に対し、経口移行計画を作成し、経口での食事摂取を進める為の栄養管理を行った場合（同意から180日以内）	
	再入所時栄養連携加算		入院により、経管栄養等の栄養管理が必要となった入所者に対し、管理栄養士が栄養ケア計画に基づき栄養管理を行った場合1人につき1回限度	
	褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	褥瘡予防の為、定期的評価とケア計画の作成・実施、その評価結果データ提出とフィードバックを活用した場合	
		(Ⅱ)	上記（Ⅰ）の要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合	
	排せつ支援加算	(Ⅰ)	排せつに介護が必要な入所者に対し、6月に1回評価を行い、結果データ提出とフィードバックを活用し、支援計画に基づきケアを実施した場合	
		(Ⅱ)	上記（Ⅰ）の要件に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の一方が改善し、いずれも悪化がない、又はオムツ使用有から使用なしに改善した場合	
		(Ⅲ)	上記（Ⅰ）の要件に加え、入所時等と比較し排尿・排便状態の一方が改善し、いずれも悪化がない、加えてオムツ使用有から使用なしに改善した場合	
	自立支援推進加算		医師が入所時・6月に1回医学的評価を行い、多職種共同で作成した支援計画に基づきケアを実施、評価結果等のデータ提出とフィードバックを活用した場合	
	所定疾患施設療養費	(Ⅱ)	肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪 1月/1回連続する10日間を限度	
	ターミナルケア加算		死亡日以前31日～45日以下	死亡日以前4日～30日以下
			死亡日前々日、前日	死亡日当日
	短期集中リハ実施加算	(Ⅰ)	入所後3ヶ月以内において集中的にリハビリテーションを行った場合。	
	認知症短期集中リハ実施加算	(Ⅰ)	認知症の方に対し入所後3ヶ月以内において週3日を限度に記憶の訓練や日常生活訓練を行った場合。	
	生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進を行っていて所定の基準に達している場合	
		(Ⅱ)		
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(Ⅰ)	医師・リハビリ職員等がリハビリ計画を入所者等に説明し、継続的にリハビリの質を管理、計画内容等の情報をデータ提出しフィードバックを活用した場合	
		(Ⅱ)		
	科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)	入所者のADL評価・栄養状態・口腔機能・認知症の状況等に係る基本的な情報をデータ提出しフィードバックを活用した場合	
	協力医療機関連携加算（Ⅰ）		協力医療機関との連携体制を構築し、定期的な会議を実施し所定の基準に達している場合	
	高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	高齢者施設等における感染症対応力の向上に向けて所定の基準に達している場合	
		(Ⅱ)		
	新興感染症等施設療養費		所定の感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に算定（1月に1回、連続する5日を限度）	
	認知症チームケア推進加算	(Ⅰ)	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から所定の基準に達している場合	
		(Ⅱ)		
	介護職員等処遇改善加算		1月当たりの所定単位×0.044	
退所時負担金	試行的退所時指導加算		家への退所が見込まれる入所者・家族等に対して、試行的退所の際に退所後の療養上の指導を行った場合（試行的退所から3月以内、月1回限度）	
	退所時情報提供加算	(Ⅰ)	退所後の主治医に対し診療情報を提供した場合	
		(Ⅱ)		
	入退所前連携加算	(Ⅰ)	入所日前30日～入所後30日以内に退所後利用の居宅介護支援事業所と連携し、退所後のサービス等の利用方針を定めた上で、退所前に情報提供・調整した場合	
		(Ⅱ)	退所後利用の居宅介護支援事業所と連携し情報提供とサービス調整を行った場合	
	入所前後訪問指導加算	(Ⅰ)	入所前後に入所者の自宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の作成及び診療方針の決定を行った場合	
		(Ⅱ)	上記項目の決定にあたり、退所後の生活に係る支援計画を作成した場合	
	退所時栄養情報連携加算		特別食を必要とする入所者又は、低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、該当者の栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度	
	訪問看護指示		施設医師が訪問看護に対し指示書を交付した場合	
緊急時治療管理		容体急変時の医療行為	特定治療	容体急変時の医療行為で医科診療報酬点数によるもの